

福岡県内部統制に関する方針

1 基本的な考え方

(1) 社会経済情勢が変化しても、住民の暮らしに必要な行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するという地方公共団体の役割は変わりません。このため、国では、地方公共団体が人口減少社会においてもこうしたサービスを提供していくための体制を確立することが求められているとして、地方自治法（以下「法」という。）を改正し、内部統制制度の導入を定めました。

このため、県では、法第150条第1項（令和2年4月施行）の規定に基づき、内部統制に関する方針を策定し、その体制を整備するとともに、引き続き、県民の皆様信頼される行政運営に取り組んでいくこととしました。

(2) 内部統制は、日々の業務の中で、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであるため、職員一人ひとりが、誠実さと倫理観を持って、主体的に取り組む必要があります。

また、内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものであるため、その推進・評価体制や各所属の取組について検証し、必要に応じてその是正・改善を図ります。

2 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務プロセスの明確化、研修の充実を図るとともに、内部統制の不備を把握した場合、速やかにその対応策を検討し、全庁で共有します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告や行政評価等の非財務報告の信頼性を確保するため、正当な手続に基づく報告の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等が着実に遵守されるよう、業務の遂行に係る根拠規定を明示し、定期的な点検を行うとともに、組織内外からの通報制度を活用します。

(4) 資産の保全

県が保有する資産を保全するため、適正な手続及び承認の下に、取得、使用及び処分を行います。

3 内部統制の対象事務

法第150条第1項第1号に定める財務に関する事務とします。

4 内部統制の推進体制

内部統制推進責任者として副知事を充て、当該副知事を本部長とする内部統制推進本部を設置し、内部統制の整備及び運用に取り組みます。

5 監査委員との連携

内部統制をより効果的に推進していくため、監査委員との情報共有や意見交換により連携を図ります。

6 内部統制の情報提供

本方針の直接の対象とはならない委員会等に対しても、内部統制について必要な情報の提供を行います。

令和元年9月19日

福岡県知事 小川 洋